

タイトル：管理費滞納の延滞利息はいくらが良いか

<質問>

管理費未納の方への請求に利息をつけてもかまわないという考えはわかるのですがその利率はいくらにするのが妥当なのでしょう？ 14%という表現をよくみるように思いますが・・・。

<回答>

税金の延滞利息14.6%を採用している管理規約が多いのでは。

<説明>

14.6%という規約が多いです。これは税金（国税・地方税）の延滞利息です。管理費も税金の性質から14.6%が妥当と考えられての設定かと思います。

遅延損害金14.6%と言うのは消費者契約法上限利率だそうです。消費者契約法が適用される場面は無いかもしれないが、安全を見込んでこれを上限とするそうです。